

質問回答書

件名 横浜市職員共済組合掛金等コンビニエンスストア等収納業務委託

項目	質問
仕様書 5 (2)	① ア 月額手数料、確報データに基づく手数料及び消費税等（消費税及び地方消費税相当分）を年12回（月単位）で支払い、月初めに前月収納取扱件数に応じて請求すべき手数料計算を行い、横浜市職員共済組合に請求書を郵送する。 イ 収納代行業者は、手数料請求書に当該取扱収納データにおける収納金の内訳を示した収納金内訳書を添付して提出する。とございますが、請求書や内訳書は収納代行会社の標準で問題ないでしょうか？
	② 手数料請求書の収納内訳明細については、収納サービス単価、件数、合計金額の記載でよろしいでしょうか。
	回答
	請求先・請求者所在地・代表者職氏名・件名・請求額総額（業務内容の内訳として月額手数料・収納サービス単価・数量・税抜金額・消費税の金額）・振込先の記載があれば問題ありません。

項目	質問
仕様書 7 (2) 仕様書 9 (3)	伝送データのフォーマットは、「GS1-128 による標準料金代理収納ガイドライン（2014 年 4 月一般財団法人流通システム開発センター）」に定める標準伝送フォーマットに準拠するものとする。とございますが、ガイドラインに準拠している場合、収納データのフォーマット（ファイルレイアウト）は収納代行会社の標準の仕様で問題ない認識でよろしいでしょうか。
	回答
	GS1-128 標準料金代理収納ガイドラインに定められている要件を満たしているのであれば当組合では現在問題なく稼働していますので問題ないと認識しております。又、ガイドラインの発行は2024年3月版としました。（webサイトの仕様書は修正しました）

項目	質問
仕様書 9 (4)ア	<p>①横浜市職員共済組合への確報データの送付 収納代行業者に確報データが送付された日の翌日から起算して4日以内（この期間中に収納代行業者の休日が含まれる場合は、その日は不算入）とございますが、確報データの送付は五十日毎（毎月5日、10日、15日、20日、25日、末日）で締めて貴組合への送付する運用でも問題ございませんでしょうか。 収納金の振込も上記同様、月6回の締め日毎に行う運用で問題ございませんでしょうか。</p>
	<p>② 確報データの送付期限について、5日以内は可能でしょうか。</p>
	回答
	<p>確報データについては数日差の範囲であれば修正は可能であり、運用に問題はありませぬ。</p>

項目	質問
仕様書 9 (4)イ	<p>収納業務予定表につきましては貴組合側超票クリエイターより個別に出力頂く形で可能でしょうか。</p>
	回答
	<p>収納業務予定表については超票クリエイターからは出力できません。提出方法として、郵送、メール、インターネット等で当組合が出力ができるのであれば、問題はありませぬ。</p>

項目	質問
仕様書11	<p>①スマートフォンアプリ決済サービス運営会社につきましては、各運営会社ごとの審査がございます。審査結果によりご希望に添えない運営会社がある場合があります。特段問題無いでしょうか。</p>
	<p>②スマートフォンアプリ決済サービス運営会社につきましては、各運営会社ごとの審査がございます。審査結果によりご希望に添えない運営会社がある場合があります。特段問題無いでしょうか</p>
	回答
	<p>各アプリ会社、運営会社ごとの審査により利用不可となる場合があることは承知しております。問題ありません。</p>

項目	質 問
その他	収納のための手数料の負担について
	<p data-bbox="810 300 906 338" style="text-align: center;">回 答</p> <p data-bbox="301 365 1398 450">掛金の収納を行う機関において、収納のために手数料を要する場合は、掛金の支払者に請求を行わず、受託者が当該収納機関に支払いを行うものとします。</p> <p data-bbox="301 465 1398 551">なお、当該手数料については、本委託契約の受託手数料に含めたうえで見積もりを行って差し支えありません。</p>